三　マンションの構造又は維持若しくは修繕の状況を勘案して、次に掲げるマンションの修繕に関する事項が適切に定められていること。

イ　マンションの建物の修繕の内容に関する事項

ロ　マンションの附属設備の修繕の内容に関する事項

ハ　マンションの附属施設の修繕の内容に関する事項

ニ　イからハまでに掲げる修繕に必要な仮設工事の内容に関する事項

ホ　イからニまでに掲げる工事の実施に必要な調査の実施その他の措置に関する事項

ヘ　長期修繕計画の変更に必要な調査の実施その他の措置に関する事項

ト　イからヘまでに掲げる事項の実施時期及び実施に必要な費用に関する事項

（管理組合の運営の状況の基準）

第一条の五　法第五条の四第三号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。（新設）

一　管理者等及び監事が置かれていること。

二　集会が年一回以上開かれていること。

三　区分所有者名簿及び居住者名簿が作成され、かつ、これらの名簿が年一回以上更新されていること。

四　規約に次に掲げる事項が定められていること。

イ　マンションの管理のため必要となる、管理者等によるマンションの区分所有者の専有部分及び規約（これに類するものを含む。）の定めにより特定の者のみが立ち入ることができることとされた部分への立入りに関する事項

ロ　マンションの点検、修繕その他のマンションの維持管理に関する記録の作成及び保存に関する事項

ハ　マンションの区分所有者その他の利害関係人からマンションに関する情報の提供を要求された場合の対応に関する事項

（認定の通知）

第一条の六　法第五条の五の認定の通知は、別記様式第一号の二による通知書に第一条の二第一項の申請書の副本及びその添付書類を添えて行うものとする。（新設）

（管理計画の認定の更新の申請）

第一条の七　認定管理者等は、法第五条の六第一項の認定の更新を受けようとするときは、別記様式第一号の三による申請書の正本及び副本に、それぞれ添付書類を添えて、計画作成都道府県知事等に提出しなければならない。（新設）

２　第一条の二第二項及び第一条の三の規定は、前項の認定の更新の申請について準用する。

（認定の更新の通知）

第一条の八　法第五条の六第二項において準用する法第五条の五の規定による認定の更新の通知は、別記様式第一号の四による通知書に前条第一項の申請書の副本及びその添付書類を添えて行うものとする。（新設）

（法第五条の七第一項の国土交通省令で定める軽微な変更）

第一条の九　法第五条の七第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。（新設）

一　長期修繕計画の変更であって、次に掲げるもの

イ　マンションの修繕の内容又は実施時期の変更であって、計画期間又は修繕資金計画（長期修繕計画に定められたマンションの修繕の実施に必要な資金の総額、内訳及び調達方法を記載した資金計画をいう。ロにおいて同じ。）の変更を伴わないもの

ロ　修繕資金計画の変更であって、マンションの修繕の実施に支障を及ぼすおそれのないもの